

建築物移動等円滑化基準チェックシート3 (共同住宅) 【条例第29条第1項に掲げる建築物のうち共同住宅】

令：バリアフリー令（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令 平成30年10月19日政令第298号）
 条例：練馬区福祉のまちづくり推進条例(令和元年7月1日公布)

多数の者(令第23条・条例第40条により読み替える)が利用する建築物特定施設 (移動等円滑化経路、特定経路を含む)			
建築物特定施設 条: 条例付加規定	チェック 欄	建築物移動等円滑化基準(一般義務基準)	緩和 措置
廊下等 令11 条例31	条	1 表面は粗面、または滑りにくい仕上げ	1
		2 階段等の下において、必要な高さおよび空間の確保	
階段 令12 条例32	条	1 手すりの設置(踊場を除く)	2
		2 踊場に手すりを設置	
		3 表面は粗面、または滑りにくい仕上げ	
		4 踏面の端部とその周囲との色の明度、色相または彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能	
		5 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造	
		6 主たる階段は回り階段でないこと	
		7 けあげ18cm以下、踏面26cm以上、それぞれ一定とする	
		8 階段の幅120cm以上	
傾斜路(屋内) 令13	条	1 勾配1/12を超えまたは高さ16cmを超える傾斜がある部分に手すりの設置	
		2 表面は粗面、または滑りにくい仕上げ	
		3 前後の廊下等との色の明度、色相または彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能	
便所(※1) 令14 条例33	条	1 つぎに掲げる基準に適合する便所を1以上設置(男女別は各1)	
		① 車椅子使用者用便房(※2)を1以上設置	
		② 水洗器具(オストメイト対応)が設置されている便房を1以上設置	
		2 小便器を設ける場合、床置き(壁掛式は、受け口の高さ35cm以下)を1以上設置	
		3 床の表面は粗面、または滑りにくい仕上げ	
浴室等(※3) 条例34	条	1 床の表面は粗面、または滑りにくい仕上げ	
		2 つぎに掲げる基準に適合する浴室等を1以上設置(男女別は各1)	
		① 浴槽、シャワー、手すり、レバー式等の水栓金具、緊急通報設備等の適切な設置	
		② 車椅子使用者等が円滑に利用できる空間の確保	
		③ 出入口の幅(開放時有効)85cm以上	
敷地内通路 (屋外) 令16 条例35	条	1 表面は粗面、または滑りにくい仕上げ	
		2 段がある部分はつぎに掲げるもの	
		① 手すりの設置	
		② 踏面の端部とその周囲との色の明度、色相または彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能	
		③ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造	
敷地内通路 (屋外) 令16 条例35	条	3 傾斜路はつぎに掲げるもの	
		① 勾配1/12を超えまたは高さ16cmを超え、かつ、勾配1/20を超える傾斜には手すりの設置	
		② 前後の通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能	
		4 階段等の下において、必要な高さおよび空間の確保	
駐車場(※4) 令17 条例36	条	1 車椅子使用者用駐車施設を1以上設置	
		① 幅350cm以上	
		② 車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置	
標識 令19	条	③ 床面は水平かつ平たん	
		2 車椅子使用者用駐車施設または付近に利用居室までの経路についての誘導表示を設置	
案内設備 令20	条	1 移動等円滑化措置済みEVその他の昇降機、便所、駐車施設付近に存在を表示する標識(※5)を設置	
		① 移動等円滑化措置済みEVその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を表示した案内板等の設置	
		② 移動円滑化措置済みEVその他の昇降機、便所の配置を点字等(※6)で視覚障害者に示す設備の設置	4

- ※1 多数の者が利用する便所を設ける場合
 ※2 国交省告示第1496号(腰掛便座、手すり等を適切に配置、車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されている便房)
 ※3 多数の者が利用する浴室等を設ける場合
 ※4 多数の者が利用する駐車場を設ける場合
 ※5 国交省令第113号(高齢者、障害者等が見やすい位置に設置、表示すべき内容が容易に識別可能なもの(JIS Z8210に適合するもの))
 ※6 国交省告示第1491号(①文字等の浮き彫り、②音による案内、③点字および①②に類するもの)

特定経路とは? (条例第38条第1項)		道等から各住戸(玄関の戸)までの経路 (地上階とその直上・直下階のみに住戸がある場合は、地上階にあるもののみ)	
特定経路を構成する建築物特定施設 (特定経路に追加される基準)			
建築物特定施設 条: 条例付加規定	チェック 欄	建築物移動等円滑化基準 (特定経路)	緩和 措置
段差の禁止 条例38 2(1)	条	1 特定経路上には、階段または段を設けない(傾斜路、EVその他の昇降機を併設する場合を除く)	
出入口 条例38 2(2)	条	1 幅(開放時有効)80cm以上	
		2 戸は自動的に開閉する他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
		3 床面は、平たん滑りにくい仕上げ	
廊下等 条例38 2(3)	条	1 幅120cm以上	
		2 50m以内ごとに車椅子の転回に支障のない構造	
		3 戸は自動的に開閉する他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
傾斜路(屋内) 条例38 2(4)	条	1 幅120cm以上 (階段に併設する場合は90cm以上)	
		2 勾配1/12以下 (高さ16cm以下の場合は、1/8以下)	
		3 高さが75cmを超えるものは、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置	
		4 両側の側壁または立ち上がりの設置	
		5 始点、終点に車椅子が安全に停止できる平たんな部分の設置	
エレベーター および昇降ロビー 条例38 2(5)	条	1 各住戸、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設のある階、地上階に停止すること	
		2 かご・昇降路の出入口の幅(開放時有効)80cm以上	
		3 かこの奥行き115cm以上	
		4 乗降ロビーは高低差なく、幅および奥行き150cm以上	
		5 かご内および乗降ロビーに、車椅子使用者が円滑に利用可能な位置に制御装置の設置	
		6 かご内に、停止予定階、かごの現在位置を表示する装置の設置	
		7 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置	
		8 かごおよび昇降路の出入口の戸に、かごの中を見通すことができるガラス窓を設置	
敷地内通路 (屋外) 条例38 2(7)	条	1 幅120cm以上	
		2 50m以内ごとに車椅子の転回に支障のない場所の設置	
		3 戸は自動的に開閉する他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
		4 傾斜路はつぎに掲げるもの	
		① 幅120cm以上 (段に併設する場合は90cm以上)	
特殊な構造または 使用形態の昇降機 条例38 2(6)	条	② 勾配1/12以下 (高さ16cm以下の場合は、1/8以下)	
		③ 高さが75cmを超えるもの(勾配が1/20を超えるものに限る。)は、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置	
		④ 両側に側壁または立ち上がりの設置	
		⑤ 始点、終点に車椅子が安全に停止できる平たんな部分の設置	
		5 排水溝、集水ます等は、設けない。設ける場合は、車椅子使用者等の通行に支障のないもの	
1 平成18年国土交通省告示第1492号に規定する構造であること			

多数の者が使用する車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設、集会室等がある場合	建築物、敷地内に左記の建築物特定施設や利用居室を設ける場合、当該施設までの移動等円滑化経路のチェックが必要(チェックシート1 右欄を添付)
--	---

緩和措置

- 条例第31条 条例第35条(構造上、やむを得ない場合は、視覚障害者に配慮した安全な措置を講ずること)
- 条例第32条第3項(高齢者・障害者等利用階段を除き、移動等円滑化経路構成のEV・乗降ロビー併設の場合は適用外)
- 令第12条第6号(回り階段以外の空間確保困難であるときを除く)
- 令第20条第1項(当該EVその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を容易に視認可能な場合を除く)
- 条例第38条第2項第5号(常時勤務する者が同乗する場合、監視用カメラを設ける場合、聴覚障害者への情報伝達に係る設備がある場合はこの限りでない)